

[資料編] 用語の解説

<ア行>

□アドボカシー

虐待を受けた子どもの声を第三者が聞き取り、児童相談所などに伝える「代弁者制度」のこと。

□育児・介護休業制度（育児休業制度）

育児・介護休業法に基づき、労働者が育児や家族の介護のために、一定期間休業できる制度。

□一時預かり

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

□一次医療

身近な地域で日常的な疾病への治療や疾病予防、健康管理などを含めた包括的な医療。主に地域の診療所や病院が担う。

□一般事業主行動計画

仕事と家庭の両立のため、事業主の実施する職場環境の整備等のための取組に関する計画。常時雇用する労働者の数が100人を超える一般事業主は策定義務がある。

□医療圏

地域の医療需要に対応して、医療資源の適正な配置と医療提供体制の体系化を図るための地域的な単位。北海道では、第一次医療圏が179圏域、第二次医療圏が21圏域、第三次医療圏が6圏域。

□インターンシップ

生徒に望ましい勤労観や職業観を身に付けさせるため、企業などで行う就業に関わる体験的な学習のこと。

□院内助産所

緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産褥婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する機関。

□延長保育

市町村から保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業。

園内研修

幼児教育施設内の全教職員が自園の教育・保育目標に対応した幼児教育施設としての課題を解決するために、共通のテーマを設定し、幼児教育施設全体で組織的、計画的に取り組む研修

オレンジリボンキャンペーン

児童虐待のない社会の実現を目指すため、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」にオレンジリボンを身につけ、街頭啓発やパネル展を開催することなどにより、虐待をなくしたいという気持ちを一人一人に伝えていく運動。

親子の再統合

虐待による施設入所等で親子分離となった場合、その後、家族の調整や支援などにより、再び、親と同居できるようになることや親子関係の修復を図ること。

オンデマンド教材

インターネットに接続したパソコンやタブレットから視聴することができる動画などの研修教材

<力行>

核家族

夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、ひとり親と未婚の子のみのいずれかの構成の家族。

学生

高等教育（大学、高等専門学校）を受ける者（学校教育法）。

家庭的保育

家庭的保育者（市町村が行う研修を修了した保育士など）の居宅やその他の場所において、少人数（利用定員5人以下）の保育を行う事業。

家庭（的）養護

社会的養護が必要な子どもを、養育者の住居で生活をともにし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホーム、または、施設において家庭的な養育環境を目指す小規模化の取組を指す。「家庭養護」は「施設養護」に対する言葉として用いる。

完全失業率

「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合。

キャリア教育

児童生徒が社会人・職業人として、主体的に自分の人生を生きるために必要な能力や態度を育てることを通して、自分らしい生き方を実現している過程を促す教育。

虐待予防ケアマネジメントシステム

母子保健事業における児童虐待発生予防体制を推進するため、市町村が実施する乳幼児健診等において、育児困難な状況を抱えていたり虐待の可能性があると認められるなど援助が必要な家庭の早期発見及び適切な援助体制。

救急医療情報システム

医療機関、消防機関、救急医療情報案内センターをコンピュータネットワークで結び、休日、夜間の救急医療対応医療機関情報の道民への提供や、消防機関・医療機関における救急対応に必要な情報収集・提供等を行うシステム。

共生型地域福祉拠点

高齢者や障がいのある方、子どもなどが地域住民と共に集い、互いに支え合う取組の実践の場

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業。

合計特殊出生率

その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

国際理解教育

姉妹都市や姉妹校との児童生徒の交流活動や外国人等による講演会の開催など異なる文化や生活習慣を持つ人々と協調して生きていく態度を培うための教育。

子育て支援員

国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者。

子育て世代包括支援センター

保健師等を配置し、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関

子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）。

子育てバリアフリー

妊産婦や乳幼児連れを対象とした外出環境の整備。

子ども

18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者（子ども・子育て支援法）

子ども・子育て支援給付

施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等）、施設等利用費（未移行幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等）、児童手当を指す。

子ども・子育て支援事業計画

5年を1期とする幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他新制度に基づく業務の円滑な実施のため市町村が定める計画。

子ども総合医療・療育センター（愛称：コドモックル）

保健・医療・福祉の機能の有機的な連携の下に胎児期からの生育環境における一貫した医療・療育体制の構築を図るため、平成19年9月に開設。

子どもの権利ノート

施設に入所する児童に渡す、自らの権利や意思を伝える方法を掲載した手引き書。

コミュニティ・スクール

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べるができる制度。

これからの高校づくりに関する指針

高校を取り巻く環境の変化に対応し、未来を担う人材を育む教育機能の維持向上を図るため、これからの高校づくりに当たっての基本的な考え方と具体的な施策を示すものとして、平成30年3月に北海道教育委員会が策定したもの。

婚活

結婚活動。結婚相手を探すことや、結婚へ向けての様々な活動。

<サ行>

栽培漁業

卵から稚魚の時期を人間が管理・育成し、天然の水域へ放流した上で適切な管理を行うことにより、水産資源の安定化と増大を図り、その資源を持続的に利用していくもの。

里親制度

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を、都道府県知事が適当と認めた個人の家庭（里親）に一時的に又は継続的に委託して養育する制度。

産後ケア

産後の母子への心身のケアや育児のサポートなどを行うこと。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」

仕事と生活の調和の必要性、仕事と生活の調和が実現した場合の社会の姿とその実現に向けた関係者が果たすべき役割を示した憲章。

施設養護

児童養護施設や乳児院等で養育すること。

次代の親づくり支援事業プログラム

市町村が、次代の親となる若い世代を対象として、子育ての意義などの理解を深める体験学習事業を実施する際に、事業の進め方などの参考となるよう、平成 18・19 年度に道教委が 28 市町村で実施したモデル事業を検証して開発した子育て体験学習プログラム。

シックハウス症候群

住居に由来する様々な健康障害（皮膚・粘膜刺激症状と精神神経症状）の総称。

児童

18歳に満たない者（児童福祉法）。

なお、教育関連施策に係る「児童」は、初等教育を受ける者（学校教育法）。

児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な助言を行うとともに市町村の求めに応じ、必要な援助を行うほか、総合的な援助を行う施設。

児童館

児童福祉法に定められている児童福祉施設で、安全に遊びながら、情操豊かな健全な児童を育てることを目的とした施設であり、地域における児童健全育成活動の拠点。

□児童虐待予防スクリーニング・保育所連携システム（おや？おや？安心サポートシステム）

保健師と保育所との連携により、就学前の子どもに対する虐待の早期発見

□児童センター

小型児童館（小地域を対象とした児童館）の機能に加えて、遊びを通じての体力増進を図ることを目的とする事業・設備のある施設。

□児童相談所

子どもに関する家庭などからの相談に応じ、子どもが有する問題や子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、子どもや家庭に適切な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的とした機関。

□児童の権利に関する条約

世界の多くの児童が、今日なお、貧困や飢え等の困難な状況に置かれていることを鑑み、すべての子どもに基本的人権と人間の尊厳が保障されることを願い国際連合で採択され、平成6年に日本も批准。18歳未満のすべての子どもに大人と同様に、意見表明権や思想、良心、宗教、結社の自由などの市民的権利を保障。

□児童福祉司

児童相談所長の命により、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める都道府県知事の補助機関である職員。

□児童福祉施設等

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター、自立援助ホーム（自立援助事業所）、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業所）。

□児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

□社会的養護

保護者のない児童や保護者に看護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

□周産期医療

周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいい、周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療。

需給調整

都道府県が、都道府県計画に定める必要利用定員総数に基づいて行う認定こども園、幼稚園及び保育所の認可・認定の可否の判断。

主任児童委員、民生委員・児童委員

厚生労働大臣が委嘱する民間の奉仕者。住民の生活状態の適切な把握、要援助者への相談・援助、福祉サービスの情報提供、社会福祉事業者との連携・支援、関係行政機関の業務協力など社会福祉の精神に基づく活動を職務。

生涯未婚率

50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合。45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均。

小規模グループケア

施設内または地域の中で施設から独立した家屋等において、6人程度の子どもたちを家庭に近い環境の中で養育する形態。

小規模保育

保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるもの）において、保育を行う事業。

少子化対策圏域協議会

地域毎に、保健、医療、福祉、労働、教育等の幅広い分野で構成し、総合的かつ地域に応じた少子化対策を推進する組織。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

食育推進計画

食育推進基本計画を基本として、都道府県や市町村が作成する、その区域内における食育の推進に関する施策についての計画。

女性の健康サポートセンター

妊娠（不妊にかかる一般相談も含む）、出産、子育ての悩み、思春期の体や心、更年期の健康上の悩みなど女性の健康上の相談について総合的に対応する窓口。全道の道立保健所に設置。

女性相談援助センター

保護を必要とする女性及び配偶者からの暴力被害女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護等を行う機関。

□女性プラザ

女性の自立と社会参加を促進するとともに男女平等参画を推進するため、女性の諸問題及び男女平等参画についての情報発信や調査研究、相談対応などを行う機関。

□情報モラル

プライバシーの保護、著作権に対する正しい認識、コンピュータセキュリティ（事故や犯罪等に対する情報の保護・保全）の必要性に対する理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

□助産師外来

緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が産科医師と役割分担をし、妊産褥婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行う機関。

□新生児マス・スクリーニング検査

生後4～7日目のすべての赤ちゃんを対象とした先天性代謝異常等検査。内分泌疾患（ホルモンの異常）2疾患と代謝異常症（栄養素の利用障害）の17疾患のほか7疾患の発見が可能。（一財北海道薬剤師会公衆衛生検査センター資料から抜粋）

□自立援助ホーム

義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらのものが共同生活を営む住居。相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行う。

□自立支援医療（育成医療）

障がい児（身体に障がいのある児童に限る。）の健全な育成を図ることを目的とし、生活能力を得るために必要な医療。

□スクールガード

学校や通学路等での巡回パトロールや危険箇所の監視など、子どもたちを見守るボランティア。

□スクールカウンセラー

学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家。

□スクールソーシャルワーカー

虐待や育児放棄、経済的な困窮など深刻な問題を抱える家庭の保護者や子どもに対し、専門的な見地で対応する専門家。

□スタートカリキュラム

幼児期における遊びを通じた総合的な学びから、各教科等における、より自覚的な学びに円滑に移行できるよう、入学当初において、生活科を中心とした合科的・関連的な指導などを行う工夫

生活リズムチェックシート

子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて、早起きや学習・読書・運動の時間確保など、子どもの個別の目標に対応し、生活習慣を親子で改善するためのもの。

青少年体験活動支援施設

青少年の体験活動や道民の生涯学習の支援、道内各地の子どもたちへの体験活動の場の提供や、学校の要望に応じた研修プログラムの提案作成するなど、体験活動等を通じた子どもの豊かな感性と創造性を育むための施設。

せわずき・せわやき隊

地域の住民、高齢者や子育て経験者等のボランティア組織。子どもや子育て中の家庭に対する日常からの声かけや身近で子育て支援を行う地域ぐるみの活動組織。

生徒

中等教育（中学校、高校）を受ける者（学校教育法）。

潜在待機児童

保育の必要性の認定を受け、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用の申込みがされている児童のうち、企業主導型保育事業などで保育されている児童や、特定の保育所等を希望するなどにより待機している児童。

総合学科

普通科及び専門学科（工業科、商業科など）に並ぶ新たな学科。普通科目と専門科目にわたる幅広い選択科目の中から、興味・関心、進路希望等に応じて、生徒自らが科目を選択し、学習することができる。

総合周産期母子医療センター

母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能を備える施設。

<夕行>

待機児童

保育の必要性の認定を受け、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、定員等の関係で利用することができない児童。

第三者評価

事業者のサービスの質の向上や利用者への情報提供を目的に、公正・中立な第三者評価機関が、書面や訪問による調査、利用者への調査などにより実施する評価。（第三者評価事業推進機構ホームページから引用）

単位制高等学校

学年の区分を設けず、生徒が希望する科目を主体的に選択・学習し、所定の単位数を習得すれば、卒業が認められる高等学校。

男女平等参画

男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。

地域子育て支援拠点事業

地域において子育て親子の交流の促進や子育て等に関する相談、子育て関連情報の提供、助言等の援助を実施する事業。

地域子ども・子育て支援事業

市町村が子育て家庭等を対象として行う利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、妊婦健診等の事業。

地域周産期母子医療センター

周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能を備える施設。

地域小規模児童養護施設

地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施し、子どもの社会的自立を促進する施設。

中高一貫教育校

中学校と高等学校の6年間を接続し、ゆとりある学校生活の中で計画的・継続的な教育を行う学校。連携型、併設型、一体型の3つの形態がある。

デュアルシステム

教育訓練機関における「座学」と企業等における「実習」を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練

道民の森

自然や森林とふれあい、自然とともに生きる心を培うことを目的に、当別町と月形町にまたがる道有地の中に宿泊施設や学習センター、キャンプ場などを設けている森林の総合利用施設。

特定機能周産期母子医療センター

総合周産期センターでは対応が難しいハイリスクの胎児や新生児に対応する機能を備える施設。道内では道立子ども総合医療・療育センター。

特定教育・保育施設

施設型給付費の支給を受ける教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）

特定地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育を行う事業

特定不妊治療

不妊治療の中でも高度生殖医療である「体外受精及び顕微授精」をいう。

特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける学校。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れの無い発達障がいも含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

どさんこ・子育て特典制度

市町村や商店街等が連携し、子育て世帯が買い物や施設などを利用する際に特典が受けられる制度。

ドメスティックバイオレンス

配偶者やパートナーなどの親密な関係にある者から相手方に振るわれる暴力。

トワイライトステイ

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。

<ナ行>

乳幼児

満一歳に満たない者（乳児）及び満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者（幼児）

乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障がい児などに対応できる専門的養育機能を持つほか、保護者支援や退所後のアフターケアを含む親子再統合支援を行う施設。

□乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけることを通じて、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業。

□乳幼児等医療給付事業

乳幼児等の疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健及び福祉の向上を図るために市町村が実施する事業に対し、その事業費の一部を助成する事業。

□認定こども園

就学前の幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設として認可・認定を受けた幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園。

□認可外保育所

子どもを預かる施設であって、都道府県や市町村から児童福祉施設や家庭的保育事業及び認定こども園としての認可を受けていないもの

□ネットパトロール

インターネット上のウェブサイト等への学校や児童生徒に対する誹謗中傷や個人情報の公開などの不適切な書き込みについて、監視をする取組。

□農業経営体

農業経営を行う者、または、農作業受託を行う者のうち、一定以上の経営耕地面積、若しくは農産物販売金額を有する者。

<八行>

□パーマネンシー

「恒久的」「永続的」を意味する英語。要保護児童が「施設でもない、里親でもない、恒久的な家庭」で育てられること（子どもの成長のために継続的かつ安定した養育者と養育環境）を意味する。

□配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法に基づく相談窓口。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談対応や、専門機関の紹介、保護命令制度、自立のための情報提供等の援助を行う。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能障害であつて、通常、低年齢において発現する。

発達障害者支援（地域）センター

発達障がい者（児）や家族への相談に応ずるとともに、関係施設等との連携により地域の支援体制整備等の活動を行う支援拠点。

母になる人への贈りもの運動

北海道が出産や子育てにやさしい地域となることをめざし、「妊婦さんの日（毎月 22 日）のPRや安心して外出できる環境の整備、男性の家事・育児参加の促進を図り、少子化に対する理解促進や意識醸成、出産や育児の不安と喜びを社会全体で支える取組。

ピアカウンセリング

ピア「Peer」とは、「仲間」を意味し、同じ年代の人達が対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのこと。主に高校生、大学生の協力で実施されている。

非正規雇用労働者

正社員以外のパート、アルバイト、契約社員、派遣社員などの労働者（就業形態）。

ひとり親家庭等医療給付事業

ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進を図るために市町村が実施する事業に対し、その事業費の一部を助成する事業。

病児・病後児保育

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等において病気の児童の一時的な保育や保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うもの。

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者等からなる会員組織で、保育所等までの送迎、保育所等の開始前や終了後に子どもを預かること、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に子どもを預かることなどを行う。

ファミリーホーム

養育者の住居において5～6人の複数の児童による関わりを活かしつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立支援を図る。

不育症

2回以上の流産・死産もしくは早期新生児死亡の既往があること。

□フィルタリング

インターネット上の、子どもたちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイト等、有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限する機能。

□フォスタリング業務

里親のリクルートやアセスメント、研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援といった、児童福祉法に規定された都道府県が行う里親への業務。

□ブックスタート

地域の保健センターなどで行われる乳幼児健診等の機会に、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動。

□ペアレント・メンター

発達障がい者の子育て経験のある親であって、その経験を行かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

□保育教諭

学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園の中心となる職員。幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有していることを原則としている。

□保育サービス

保育所保育指針では、保育においては「養護」と「教育」が一体となって展開されることに留意することとされており、「保育サービス」は、「子どもの健全な育ちを支援する対人サービス（社会保障審議会少子化対策特別部会保育第一専門委員会資料より）」とすることができる。

□放課後子供教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、子どもたち（主に小1～小6）に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業。（平成19年度から開始）

□新・放課後子ども総合プラン

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるための計画。

□放課後児童支援員

放課後児童クラブの指導員に必要な資格であり、保育士等の資格を有し、都道府県知事が行う研修を終了した者。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

仕事などで、昼間保護者のいない小学校に就学している児童を対象に、学校の空き教室や児童館、集会所などで放課後、健全に充実した生活を送れるよう遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業（いわゆる学童保育）。

母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母の就職の促進を図るため、教育訓練や資格取得の際に生活費等の負担軽減のため給付する。

母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母等の自立を促進するため、就業相談、技能習得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービスなどを提供する事業。

母子生活支援施設

配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立促進のためにその生活を支援し、退所した者については、相談その他の援助を行う施設。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、寡婦及び父子家庭などの経済的自立を助け、扶養している児童の福祉を増進することを目的に貸し出す、事業資金や修学資金、技能習得資金や生活資金などの貸付金。

母子・父子自立支援員

母子及び寡婦福祉法に基づき道内の福祉事務所に配置。母子家庭の母等の自立に必要な情報提供、相談、職業能力の向上や求職活動等の支援を行う者。

母子・父子自立支援プログラム

個々の児童扶養手当受給者の状況やニーズに応じ、ハローワーク等と連携の上、きめ細かな自立・就労支援を実施するための自立支援計画。

母子・父子福祉センター

母子家庭等に対する低廉な金額による宿泊施設の提供や、生活や就労に関する相談事業等を行い、母子家庭等の福祉の増進を図るための総合的な活動拠点。

母子・父子福祉団体

配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする法人で、役員の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるもの。

母子保健サービス

妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、新生児マス・スクリーニング検査などの健康診査等、母子健康手帳の交付や両親学級などの保健指導等、新生児訪問指導や未熟児訪問指導などの訪問指導等、未熟児養育医療や小児慢性特定疾患治療研究事業等の療養援護等。

□ポータルサイト

インターネットに接続した際、最初に訪れる入り口（ポータル）となる様々な情報が集約されたサイト。

□「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録等促進事業

子育て中の親子などが安心して外出できる環境づくりを進めるために、「授乳」と「おむつ替え」の両方が無料で利用できる施設を「赤ちゃんのほっとステーション」として登録し、ホームページ等で広く情報提供する取組。

□北海道家庭教育サポート企業等制度

家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と北海道教育委員会が協定を締結し、相互に協力して、北海道における家庭教育の一層の推進を図るための制度。

□北海道交通安全基本条例

陸上交通の安全に関し基本理念を定め、道、道路等の設置者、事業者、車両の運転者、歩行者等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、交通事故に対する不安のない安全な生活の確保に寄与することを目的に制定した条例

□北海道すきやき隊

育児休業制度の導入など家庭と仕事の両立に資する職場環境の整備や地域における子育て支援活動の応援などに取り組む企業、団体などによる全道規模の組織で、平成18年10月に結成。

□北海道青少年健全育成条例

青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、道、保護者、事業者、青少年及び道民の責務等を明らかにし、道の施策の基本となる事項を定めることにより、青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、その福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現に資することを目的に制定された条例。

□北海道働き方改革推進企業認定制度

働き方改革に積極的に取り組む企業を、その取組の段階に応じて道が認定し、取組を広く紹介することで、道内企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的とした制度

□北海道福祉のまちづくり条例

障がいのある方やお年寄りなどをはじめすべての道民が、日常生活等における様々な障壁が取り除かれることにより、等しく社会参加の機会を有することができることとともに、自立した生活を送ることができる地域社会づくりをめざし、平成9年10月に制定した条例。

□北海道幼児教育振興基本方針

全ての幼児教育施設が質の高い教育を提供するための研修機会の確保や助言体制をはじめ、家庭や地域等、多様な場における幼児教育の充実のための基本的な方向を示した方針

<マ行>

□マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするためのマーク。交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして提示し、妊産婦に優しい環境づくりを推進するもの。

□メンタルフレンド

児童福祉司等の助言・指導のもとに、ひきこもり、不登校児童の家庭を訪問し、当該児童とのふれあいなどを通じて福祉の向上を図るためのボランティア。

□木育

子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と森林や木材の「つながり」を重視し、豊かな「人づくり」と「社会づくり」を目指す北海道発の概念。

<ヤ行>

□夜間保育

開所時間が概ね午前11時頃から午後10時頃までの11時間の保育を行うもの。

□ユニバーサルデザイン

全ての人が利用しやすいように考慮された製品、建物、環境等のデザイン。

□養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育を確保することを目的とした事業。

□幼児教育相談員

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、道・道教委の委嘱を受け、要請のあった幼児教育施設等を巡回し、研修の支援や課題解決に向けた助言等を行う者

□幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から始まった消費税率の引上げによる財源を活用し、生涯にわたる人格形成やその後の義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性と、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園等の費用の無償化を図るもの

□幼稚園等における預かり保育

認定こども園、幼稚園又は特別支援学校幼稚部において、当該施設に在籍する者に対し、教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間の範囲外に、教育・保育を提供する事業。

□要保護児童対策地域協議会

療、福祉、教育、警察等の分野の関係する機関（病院、学校、保健所、児童相談所等）及び関係団体（NPO、ボランティア等）などが連携・協力し、被虐待児など要保護児童やその保護者等に関する情報交換や支援内容の協議を行うためのネットワーク。

□幼保連携型認定こども園教育・保育要領

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めたもの。

<う行>

□利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（「基本型」のほか、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を行う「特定型」、保健師等が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応する「母子保健型」に区分される）。